

[令和4年6月17日改正、8月1日施行]

《134, 140 ページ》「会員等の外務員の登録等に関する規則」の一部改正

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(登録外務員の資格要件)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがないときは、本会の実施する外務員登録資格試験（登録前1年以内のものに限る。）に合格した<u>者</u>であること。</p> <p>(2) 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める要件に該当し、本会が特に認めた<u>者</u>であること。</p> <p>(3) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがあるときは、細則に定める再受講等の要件を満たしている<u>者</u>であること。</p> <p>(4) 登録の更新を受けようとする者にあつては、本会の実施する登録更新講習（ただし、更新前1年以内のものに限る。）を修了した<u>者</u>又は細則に定める要件に該当する<u>者</u>であること。</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附</u> <u>則</u></p> <p><u>この改正は、令和4年8月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(登録外務員の資格要件)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがないときは、本会の実施する外務員登録資格試験（登録前1年以内のものに限る。）に合格した<u>もの</u>であること。</p> <p>(2) 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める要件に該当し、本会が特に認めた<u>もの</u>であること。</p> <p>(3) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがあるときは、細則に定める再受講等の要件を満たしている<u>もの</u>であること。</p> <p>(4) 登録の更新を受けようとする者にあつては、本会の実施する登録更新講習（ただし、更新前1年以内のものに限る。）を修了した<u>もの</u>又は細則に定める要件に該当する<u>もの</u>であること。</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>